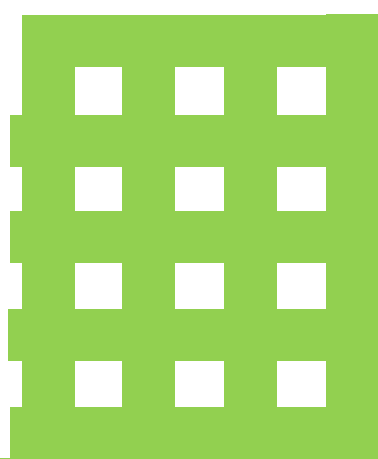


新居浜市市営住宅

入居者のしおり



目次

I 市営住宅の入居にあたって P.1～2

1. 団地生活の心がけ
2. 維持管理について
3. 注意事項

II 入居までにすること（契約前） P.2

1. 敷金の納付
2. 入居許可請書の提出

III 入居当日にすること P.3～4

1. 管理人への事前連絡
2. 表札・郵便ポストへの苗字の記入
3. 各種公共料金の契約
4. 自治会等への加入
5. 避難経路・避難場所の確認
6. 浴槽等の設置
7. 部屋の確認

IV 家賃関係について P.5～7

1. 家賃決定の仕組み
2. 家賃の納付方法について
3. 家賃を滞納すると・・・
4. 収入認定通知書
5. 納入通知書
6. 収入超過者及び高額所得者

V 各種届出の手續に関する事 P.8～11

1. 模様替え、増築をしたい（IPII、インターネット回線、手すり、倉庫等）・・・ P.8
2. 15日以上留守にする P.8
3. 同居者を増やしたい（出産を除く） P.8
4. 同居者が増えた（出産） P.8
5. 同居者が減った（進学・自立、死亡、離婚） P.8
6. 入居者（契約者）が亡くなった P.9
7. 入居者（契約者）が退去した（離婚、施設入所等） P.9
8. 連帯保証人を変更したい（令和2年3月31日までに契約の方） P.9
9. 緊急連絡人又は身元引受人を変更したい P.9
10. 家賃額等の証明がほしい（勤務先等に提出） P.9
11. 車庫証明がほしい P.10
12. 施設や設備を壊してしまった P.10
13. 退去したい P.11

VI その他よくある質問 P.13

I 市営住宅の入居にあたって

1. 団地生活の心がけ

市営住宅とは、住宅に困窮する低所得者に対して、市が安価な家賃で供給する賃貸住宅であり、その使用には、公営住宅法、新居浜市市営住宅条例等で定められた決まり事があります。

また、団地での生活は、見ず知らずの他人との共同生活という面がありますので、お互いに譲り合い、明るく快適な生活ができるよう努めましょう。

2. 維持管理について

(1) 共同施設の清掃・維持管理

市営住宅は、管理費を徴収しておりませんので、廊下、階段、踊場、排水路、ごみ置き場、駐輪場・駐車場、集会所、公園等の共有部分の清掃、草木の手入れ等については、入居者で行っていただきます。

また、階段灯、防犯灯、集会所等の維持管理にかかる経費についても、入居者のご負担となります。金額、徴収方法等は団地によって異なりますので、詳しくは管理人にお問い合わせください。

(2) 家賃以外の費用負担

市営住宅の家賃には、修繕費が含まれておりませんので、一部の消耗品等の修繕については、入居者にご負担していただくことになります（詳細はP.14～P.15「修繕負担区分表」参照）。

3. 注意事項

(1) 騒音注意

テレビ、ステレオ、洗濯機、掃除機等を使用するときは、隣近所の迷惑にならないように配慮をお願いします。特に深夜・早朝の使用は、極力控えてください。

(2) 水回りの維持管理

流し台、洗面室、風呂、トイレ等の給排水設備の詰りは、漏水等の原因になりますので、十分な手入れをお願いします。

また、詰りやすい物を流さないようにしましょう。

(3) 禁止事項

①ベランダや窓等の落下しそうな場所に植木鉢等の固定できない物を置かないでください。

また、強風で飛びそうな物を外に置かないでください。

②災害時、避難時の支障になりますので、部屋の外（廊下・階段・踊場等）、非常階段、昇降階段、消火設備等の周辺に物を置かないでください。

- ③犬・猫等のペットの飼育は、悪臭や鳴き声等によって、近隣住民に迷惑をかけるばかりでなく、住宅を損傷するおそれがありますので固く禁止します。一時的な預かり、エサやりの行為も禁止します。
- ④住宅の敷地内には出入り口・通路、防火水槽、プロパンガス庫などの重要な施設が配置されています。火災や急病人が発生したときに緊急車両が入れないと、重大な事態に発展する恐れもあります。指定された場所以外に自動車・自転車等を駐車しないようにしてください。

(4) 火災予防

- ①コンロ、ストーブ、コンセント廻りのほこり（トラッキング現象）、寝たばこ等による失火防止に充分ご注意ください。
- ②寝室等には住宅用火災警報器の設置が必要になります。（10年目安で交換が必要です。）

(5) その他

- ①窓やベランダ等からお子様の転落事故がないよう予防に努めてください。（踏み台になるものを置かない等。）
- ②生活ゴミについては、決められた時間までに、決められた方法でゴミ置き場に出してください。
- ③行政サービスをより円滑に受けるためにも、また地域の一員としての役割を果たすためにも地元自治会へ加入しましょう。

Ⅱ 入居までにすること（契約前）

1. 敷金の納付

家賃3月分相当額を敷金として納付していただきます。

※お預かりした敷金は、退去時に全額返還しますが、家賃等を滞納している場合は、その金額を差し引いた金額をお返しすることになります。

2. 入居許可請書の提出

定められた期限までに入居許可請書等を提出して入居の許可を得てください。

Ⅲ 入居当日にすること

1. 管理人への事前連絡

引っ越し前に管理人に連絡し、搬入時の駐車場所、ゴミ置き場、駐車場の位置（治良丸南団地、東田団地を除く）、団地内のルール等について確認しておいてください。

なお、管理人が不在の団地については、隣室の方等にお尋ねください。

※管理人の連絡先は入居時にお渡しする「入居メモ」をご確認ください。

2. 表札・郵便ポストへの苗字の記入

入居日に苗字を記入したシールをお渡しするので、集合ポスト、玄関の表札に必ず貼ってください。

※近年、新しく入居された部屋については、郵便ポスト等に苗字を記入していないと郵便が届かなくなっています。

3. 各種公共料金の契約

電気、ガス、上下水道、固定電話、テレビ受信料等の契約は、入居者が行ってください。

※下記の団地については、新居浜市上下水道局での手続きは必要ありません。

入居と同時に水道は使用できます。

泉宮	泉宮第二	北新町	寿	桜木	東雲	城下
治良丸（1号棟～7号棟、8号棟 3F）				新須賀	新田第二	瀬戸
西原（1号棟）		松原	南小松原（9-1号棟除く）		横山北	横山南

4. 自治会等への加入

ゴミ置き場や一部の団地では駐車場等の維持管理は、自治会等が行っていますので、速やかに加入してください。

5. 避難経路・避難場所の確認

災害に備えて屋外への避難経路、地域の避難場所について、管理人、自治会等を確認しておいてください。

また、マンションタイプの団地には、次のような避難用施設が設置している部屋がありますので、確認をお願いします。

- （1）非常用階段
- （2）隣室との境界隔壁（バルコニー）
- （3）階下への避難はしご（バルコニー）

※災害発生時に適切な使用が出来なくなりますので、避難はしごの上、境界隔壁の横、階段には物を置かないでください。

6. 浴槽等の設置

一部の市営住宅（下表参照）は、お風呂が設置されておりせんので、必要な方は自己負担で設置してください。

設置する場合は、事前に新居浜市営住宅管理グループ（以下「管理G」という。）に「模様替え、増築申請書」を提出し、市の許可を得てください。

また、ベランダは電気温水器の重さに耐える強度がありませんので、電気温水器を設置しないでください。平屋タイプの住宅については、建築基準法等の法律の基準に合えば、庭にプレハブ等を建てることによりお風呂を設置することは可能です。

なお、危険ですのでご自身で内釜等を設置しないでください。

※設置業者は、特に決まっておりませんが、入居時にお渡しする「入居メモ」に記入されているガス会社を推奨いたします。

（1）お風呂がない団地

泉宮	大島	大生院	寿	坂井	桜木	篠場
東雲	庄内	城下	新田	新田第二	瀬戸	瀬戸西
滝の宮	高津	西の土居	西原（1号棟）		新須賀	松原
保土野（別子山）		南小松原（7-1～7-5号棟、9-2～9-9号棟）				

（2）お風呂がある団地

泉宮第二	北新町	治良丸	治良丸南	東田	西原（2号棟）	
南小松原（7-6、9-1、9-10号棟）				横山北	横山南	

7. 部屋の確認

市営住宅の家賃には、修繕費が含まれておりませんので、一部の消耗品等の修繕については、入居者にご負担いただくことになっておりますが、入居前の不具合については、管理Gの負担で修繕しますので、不具合がないかどうか確認してください。

ただし、入居日より1か月を超えて連絡された場合は、入居者の負担とさせていただきます。

※詳細については、P.14～P.15「修繕負担区分表」を参照してください。

Ⅳ 家賃関係について

1. 家賃決定の仕組み

市営住宅の月額家賃は、毎年、前年の世帯収入や世帯状況の変動に応じて算定しています。

毎年、7月上旬頃（改良住宅は1月下旬頃）に「収入報告書」をお送りします。署名し、必要事項を記入した上で提出してください。

なお、前年の収入報告後に世帯に次のような変更があった方は、収入報告と共に次の書類を提出してください。

（1）前年の1月1日から12月31日の間に、退職、転職した場合

■退職された方：①退職日の分かる物。

■転職された方：①退職日の分かる物、②新しい職場の月給が分かる物（直近の給与明細3月分、または職場が発行した月収の分かる物）。

（2）前年の1月1日から12月31日までの間に就職した場合

直近の給与明細3月分または職場が発行した月収の分かる物。

【注意】この書類で次年度の家賃を決定していますので、提出しなかった場合は、次年度の家賃は近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの金額）になりますので、ご注意ください。

2. 家賃の納付方法について

（1）家賃の納付方法は、口座振替（引き落とし）になりますので、金融機関で手続きを行ってください。

※手続きには、入居時にお渡しする「新居浜市市税等口座振替依頼書」をご使用ください。

※手続きが完了するまでの間（約2か月）は、入居時にお渡しする「納入通知書」を使用して、金融機関窓口（下表参照）でお支払ください。

※入居した月の家賃は入居日から月末まで、退去した月の家賃は1日から退去日までの日割り計算した家賃となります。

金 融 機 関 窓 口			
伊予銀行	愛媛銀行	えひめ未来農業協同組合	三井住友銀行
東予信用金庫	広島銀行	百十四銀行	香川銀行
高知銀行	四国労働金庫	愛媛信用金庫	

※新居浜市別子山支所でも納付できます。

※郵便局（ゆうちょ銀行）では納付できません。（口座振替は可能です）

（2）口座振替日は毎月末です。ただし、月の末日が、土日祝日などの金融機関休業日の場合は、その直後の営業日が納付期限になります。

なお、再引き落としはありませんので、残高不足に注意してください。引き落とせなかった場合は、翌月20日頃に月額家賃に督促事務費を加算した「督促状」を送付しますので、金融機関窓口にてお支払ください。

3. 家賃を滞納すると・・・

- (1) 連帯保証人に対して請求を行います。(令和2年3月31日までに契約された方)
- (2) 緊急連絡人や身元引受人に報告し、指導をお願いすることになります。
- (3) 家賃を3か月以上滞納すると、住宅の明渡し請求等の法的措置をとることになります。

4. 収入額認定通知書

決定した家賃額を通知する物です。毎年3月頃にお送りします。

なお、収入報告書を提出した後に入居者及び同居人の収入減少、退職・離職等、世帯状況の変更などにより、収入額認定通知書の内容に異議がある場合は、申し立てができます。

5. 納入通知書

1年間の家賃を通知する物です。毎年4月中旬頃にお送りします。



6. 収入超過者及び高額所得者

市営住宅は低所得者のための住宅ですので、ある程度収入が増加した場合は、家賃増加、明渡しの対象となります。

(1) 公営住宅の場合

①収入超過者

3年以上入居し、一定の収入基準を超えた場合は、住宅を明け渡すように努めなければなりません。また収入の区分等に応じて割増賃料を支払っていただくことになります。

②高額所得者

5年以上入居し、収入が直近2年間引き続き法令による基準の額を超える方は高額所得者として認定され、近傍同種家賃（民間並み家賃）を支払っていただくことになるほか、住宅を明け渡してもらうことになります。

(例)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	高額所得
家賃	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	80,000

←収入超過→

世帯所得等によって変動

(2) 改良住宅の場合

3年以上入居し、一定の収入基準を超える収入がある場合は、収入超過者となり、その収入に応じて割増賃料を納付していただきます。

また、収入報告書を提出しなかった場合は、市で収入に関する調査を実施し、7月に割増賃料を決定した上で、4月からの割増分を按分して8月分の家賃から納付していただくことになります。

V 各種届出の手續に關すること

入居期間中に、次のようなことがあれば、必ず手續を行ってください。手續を怠ると明渡しの対象となる場合もありますので、注意してください。

1. 模様替え、増築をしたい（エアコン、インターネット回線、手すり、倉庫等）

無断で模様替え、増築を行うことはできませんので、事前に「模様替え増築申請書」を提出し、承認を得てから行ってください。

【審査期間】 1週間程度

【注意事項】（１）原状回復または撤去が容易である物に限ります。
（２）家賃、共益費等を滞納している場合は申請できません。

2. 15日以上留守にする

病気による入院、長期出張（単身赴任を含む）等の理由により、引き続き15日以上住宅を使用しないときは、「市営住宅一時不在届出書」を提出してください。

【注意事項】 入居者（契約者）と不在中の住宅管理者の署名が必要です。

3. 同居者を増やしたい（出産を除く）

結婚等により、新たに同居者を増やしたい場合は、事前に「市営住宅同居承認申請書」を提出し、承認を得なければいけません。

【審査期間】 1週間程度

【持参する物】（１）住民票謄本等の入居者（契約者）との親族関係が分かる物
（２）全員の所得証明書
（３）全員の源泉徴収票
（４）各種手帳（障がい、療育、精神）

【注意事項】 家賃、共益費等を滞納している場合は申請できません。

4. 同居者が増えた（出産）

5. 同居者が減った（進学、自立、死亡、離婚）

「市営住宅同居者異動届出書」を提出してください。

6. 入居者（契約者）が亡くなった

7. 入居者（契約者）が退去した（離婚、施設入所等）

市営住宅は、入居者（契約者）が住宅に困窮していることを理由にお貸しする住宅ですので、入居者（契約者）が死亡した場合や離婚、介護施設等への入所等により退去した場合は、残された同居者については、原則、退去してもらうことになります。

ただし、残された同居者が次の条件（１）～（５）を全て満たす場合に限り、使用承継手続（同居者名で新たに請書（契約書）の提出）を行うことで、引き続き住み続けることができます。

（１）入居当初から同居していた若しくは1年以上同居していた者の内、次のどれか一つに該当する者

ア 配偶者

イ 60歳以上若しくは、身体障害者手帳（４級以上）・精神障害者手帳（３級以上）・療育手帳（Ｂ級以上）保持者等

（２）入居手続ができること

（３）家賃、共益費を滞納していないこと

（４）暴力団員でないこと（他の同居者含む）

（５）承継猶予申請書を提出すること

【審査期間】 １週間程度

【注意事項】 契約書類をお渡ししますので、１か月以内に提出してください。

8. 連帯保証人を変更したい（令和２年３月３１日までに契約の方）

連帯保証人が死亡、その他の事由により、連帯保証人としての資格を欠くに至ったときは、「緊急連絡人等変更届」、「連帯保証人解除承認申請書」を提出してください。

【注意事項】 提出する際は、緊急連絡人等の「住民票」を添付してください。

9. 緊急連絡人又は身元引受人を変更したい

緊急連絡人又は身元引受人が死亡、転出その他の事由により、その責務を全うすることが困難となったときは、「緊急連絡人等変更届」を提出してください。

【注意事項】 提出する際は、緊急連絡人等の「住民票」を添付してください。

10. 家賃額等の証明がほしい（勤務先等に提出）

「市営住宅入居証明申請書」を提出してください。

11. 車庫証明がほしい

「保管場所使用承諾証明書発行願い」を提出してください。

ただし、管理Gが管理している駐車場及び入居者による自治が行われている駐車場の一部（下表参照）以外は車庫証明を発行することはできません。

- （１） 管理Gが管理している駐車場（市に駐車場使用料を支払っている団地）

治良丸南団地	東田団地
--------	------

- （２） 入居者が団地の空きスペースを自治で利用している団地

泉宮第二	大生院	北新町	桜木	篠場	治良丸	高津
松原	横山北	横山南	南小松原（9-1号棟のみ）			

※上記（２）入居者が団地の空きスペースを自治で利用している団地の場合は「保管場所使用承諾証明書発行願い」に管理人の署名が必要になります。

12. 施設や設備を壊してしまった

住宅、倉庫、共同施設等を滅失、き損した場合は、速やかに管理Gに連絡した上で、「市営住宅破損等報告書」を提出してください。

【注 意 事 項】（１） 場合によっては、修理・撤去費用をご負担いただきます。

（２） 報告せずに放置した場合は、明渡し（裁判）対象となる場合もあります。

13. 退去したい

市営住宅から退去する場合は、次のとおり手続きを行ってください。

(1) 電気・ガス・水道料金等の公共料金の解約

- 電 気：四国電力株式会社、その他
- ガ ス：指定のガス会社（ガスボンベごと供給を受けている方は、ガスボンベを引き取ってもらってください。）
- 水 道：新居浜市上下水道局（お客様センター）
※別子山地区は新居浜市別子山支所

下記の団地については、新居浜市上下水道局での手続きは必要ありません。

泉宮	泉宮第二	北新町	寿	桜木	東雲
城下	治良丸（1号棟～7号棟、8号棟 3F）				新須賀
新田第二	瀬戸	西原（1号棟）		松原	
南小松原（9-1号棟除く）			横山北	横山南	

- くみ取り：くみ取り業者に連絡し、退去する前にくみ取りを完了してください。
- 固定電話：ご契約の電話会社で解約（又は移転）の手続きをしてください。

(2) 原状復旧

部 位	修繕内容	備 考
畳	表替え（3等級以上） ※張り替えのことです。	傷みの程度にかかわらず、実施してください。
ふすま、板戸	ふすま紙の張り替え	同上
障子	障子紙の張り替え	同上
ガラス・壁	入替え、貼替等	破損している場合のみ
浴槽・風呂釜・給湯器等	撤去	市が設置していない団地のみ撤去してください。（P. 4参照）
その他ご自身で設置した物	撤去	エアコン、室外機、手すり、物置、インターネット回線、洋式便所、温水便座、増改築等

※上記以外にも、通常の使用では破損等が発生し得ないと管理Gが判断した箇所については、入居者に修繕していただくことになります。

(3) 管理Gによる原状復旧確認

上記（2）の修繕・清掃等が完了しましたら、ご本人立ち合いのもと原状復旧の確認を行いますので管理Gに連絡してください。

※この日が退去日になります。

(4) 市営住宅返還届等の提出

上記確認の際に「市営住宅返還届」、「市営住宅敷金払戻請求書」、「部屋・物置のカギ」を提出してもらいますので事前にご用意ください。

※入居者（契約者）が死亡している場合は、手続きを行っている方が相続人の場合は「相続人代表者指定届」、代理人の場合は「委任状」を提出してください。

(5) 家賃の清算と敷金の払戻し

退去した月の家賃は、退去日までの日割り計算になります。

敷金は、全額払戻しいたしますが、退去日までの家賃等に未納がある場合は、その額を差し引いてお返しすることになります。

(6) その他

- ・住民票を転出先へ異動してください。
- ・郵便局へ転居したことを届け出てください。
- ・家賃を口座振替にしていた方は、金融機関等で廃止手続きを行ってください。

VI その他よくある質問

管理人ってどうやって決めているの？

入居者の中から選出していただいておりますので、順番が回ってきた場合にはご協力をお願いします。

明渡請求って何？

次の事項に該当した場合は住宅から退去していただくことになります。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居人が該当する場合を含む。）。
- (6) 同居の承認、入居の承継のほか、条例に規定する入居者の保管義務に違反したとき。
- (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

庭の草木が伸びてきたら、どうしたらいいの？（平屋タイプ）

ご自身で行うか、自己負担で業者に依頼してください。

最近、ゴミや蜂の苦情が多くなっていますので、定期的な清掃をお願いします。

※業者が分からない場合は、管理Gまでお問合せください。

※マンションタイプの共有部分については、団地の方で行ってもらっています。

鍵を失くした。鍵を替えたい。

鍵を紛失した場合は、管理Gに管理用保管鍵がありますので、そちらを貸し出しいたします。合鍵を作製した後、返却してください。

ただし、古い団地については、鍵をお預かりしていない場合があります。

また、ご自身で鍵を取替えした場合は、取替後にオリジナルキーの内1本を管理Gに提出してください。管理用として保管いたします。

修繕負担区分表①

項 目			修繕の内容	入居者	指定 管理者
建具	玄関	ドア本体・枠	腐食による弊害		○
			開閉不良調整、塗装のはがれ等	○	
		錠・取手（ノブ）	取替		○
			鍵の取替	○	
		ドアスコープ	破損	○	
		郵便受	破損	○	
		ドアクロージャー	調整	○	
			取替		○
		ドアチェーン	破損	○	
	外部金具	サッシ本体・枠	腐食による弊害		○
			開閉不良	○	
		戸車・外セトラッチ・	経年劣化による破損	○	
		小窓用止め金具	施錠不良による調整	○	
		引き手・取手	破損	○	
		ガラス	破損（網入りガラス）		○
			破損（網入りガラス以外）	○	
	物置	建具本体・枠	腐食による弊害		○
			塗装のはがれ、開閉不良、がたつき	○	
		戸車・錠・付属金具等	消耗、破損	○	
	内部建具	扉	敷居・鴨居	反り、摩耗	○
			開き戸本体	反り、腐食による弊害	○
				傷、剥がれ、開閉不良	○
			引き戸本体	反り、腐食による弊害	○
				傷、剥がれ、開閉不良	○
			引き手・取手	損傷・がたつき	○
			錠・ラッチ	施錠不良・破損	○
		その他	本体・枠	腐食による弊害	○
				開閉不良	○
			錠・取手	損傷・がたつき	○
			ロック式ノブ	ロック不能取替	○
			丁番	損傷・破損	○
			戸当たり	ゴム消耗、脱落等	○
			ガラス	破損	○
	襖・障子	襖・障子本体	反り（開閉不能）		○
			開閉不良	○	
		引き金物	破損、脱落	○	
		襖紙・障子紙	破れ、貼替	○	

修繕負担区分表②

項 目			修繕の内容	入居者	指定 管理者
床	和室	畳下地板・畳巾木	下地板割れ、棧折れ、腐食による弊害		○
		畳床	腐食による弊害、不陸		○
		畳表	汚れ、傷、摩擦、表替、裏返し	○	
	洋室	板張り	腐食による弊害		○
			汚れ、傷	○	
		巾木	腐食	○	
	浴室		はく離、ひびわれ（水漏れ）		○
			ひび割れ（小規模）、汚れ	○	
	洗面・玄関		下地板割れ、棧折れ、腐食による弊害		○
			摩耗、傷、汚れ	○	
天井	和室	天井廻り縁、額縁	表面材はく離		○
			小規模破損、傷	○	
			反り、脱落		○
			小規模破損、傷	○	
	洋室、浴室、洗面、玄関		表面材はく離		○
			汚れ、カビ、破損	○	
壁	和室、洋室、浴室、洗面、玄関		構造材等破損		○
			表面材(クロス等)のはく離、破損、汚れ、カビ	○	
その他	台所	流し台、コンロ台 吊り戸棚・水切り棚	腐食による弊害		○
			汚れ、扉の開閉調整、小規模腐食、引出不良	○	
	その他	換気扇（台所、トイレ 浴室）	取替		○
			ひも切れ、汚れ	○	
		チャイム・スイッチ	取替		○
			破損	○	
		備付照明器具	機器本体の故障取替		○
			カバー、蛍光灯、グローランプ等の取替	○	
		コンセント	故障（埋込型）		○
			故障（突出型）	○	
		排水設備（管）	配管補修		○
			詰り、清掃	○	
		給水設備（管）	単水栓の交換	○	
			給水管、給水設備の不良、損傷		○
		その他	増築部分、各戸の庭木等の維持管理		○
共有設備	集会所		構造上の修繕が必要な場合		○
			それ以外	○	
	階段灯、防犯灯		電球・グローブ	○	
	団地内緑地		高木の剪定		○
			低木の剪定、雑草の処分等の維持管理	○	
	その他		階段、踊場、通路、ため桧、野外排水路、 ゴミ置き場等の清掃・維持管理	○	

【注意】

1. 日常的な使用によって消耗する部分の修繕は、全て入居者の負担となります。
2. 管理Gが負担すべきものであっても、入居者が直接業者に修繕を依頼した場合は、ご自身の負担となりますので、ご注意ください。
3. 故意に破損した場合、家賃を滞納している場合については、管理Gでの修繕は行いませんので、ご了承ください。
4. 表に記載されていないものについては、管理Gへお問い合わせください。

MEMO

問合せ先（窓口）	
- 各種問合せ - 修繕依頼 - 各種書類提出 - 家賃の相談 - 新規申込み	新居浜市営住宅管理グループ 新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階 ☎0897(47)5218 ※夜間・休日の緊急連絡 ☎082(244)4824 営業時間：8:30～17:30（土日休日・木曜日除く） ※木曜日のみ 8:30～18:30
水道代の相談	(1) 上下水道局お客様センター ☎0897(65)1331 (2) 新居浜市営住宅管理グループ ☎0897(47)5218 ※団地によって窓口が異なります。



1階吹き抜け
奥に★駐車場有